

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 6 号）及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年環境省令第 7 号）が令和 7 年 3 月 3 日に公布され、同年 4 月 1 日（一部規定は、令和 8 年 4 月 1 日）施行された。
- それにより、廃棄物最終処分場及びし尿処理施設に係る水質基準項目である大腸菌群数の基準が「大腸菌群数 3,000 個/cm³」から「大腸菌数 800 コロニー形成単位/mL」に改正された。
- このため、廃掃法施行細則で定める廃掃法第 9 条第 1 項及び同法第 9 条の 3 第 8 項に基づく申請書（第 7 号様式）及び届出書（第 12 号様式）の様式について、必要な改正を行うこととした。

2 改正の内容

(1) 水質基準項目である「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改正

- 廃掃法施行細則で定める廃掃法第 9 条第 1 項及び同法第 9 条の 3 第 8 項に基づく申請書（第 7 号様式）及び届出書（第 12 号様式）の様式について、廃棄物最終処分場又はし尿処理施設に係る水質基準項目である「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改正する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

以上